

令和4年度輸出用茶残留農薬検査実施要領(ほうじ茶)

日本茶輸出促進協議会

1. 目的

輸出課題となっている輸出用茶残留農薬について、輸出先国の残留農薬基準に適合した生産・加工体制を構築する対策の一つとして輸出用茶残留農薬検査及びカフェイン昇華検査を実施する

2. 検査点数 50点

※希望者多数の場合は抽選にて決定する

3. 検査対象茶

茶業者が、輸出を予定する荒茶又は仕上茶で、次の条件を満たすもの

- (1) 原料用茶は、トレーサビリティ可能なものを使用した茶
- (2) 前項により、使用した農薬が判明した原料を使用した茶
- (3) 申込み点数は、各社(者) 2点以内

4. 検査費用

無料

5. 対象地区

全国

6. 検査データの取扱いについて

- (1) 検査結果は分析者より試料提供者に直接報告する
- (2) 試料提供者の情報保護の為、資料提供者名は、検査結果の解析・分析、及びその資料の報告は全て記号で行う。
- (3) 試料提供者には、「輸出用茶残留農薬検査事業実施報告書」にて全体状況を報告する。
- (4) 「分析証明書」を輸出に使用する場合は、有料(2,000円)で英語版の発行ができる。
(直接、ユーロフィン・フード・テストイング(株)に申込み)

7. 応募方法

別添1「検査申込書」に必要事項を記入し、メール又はFAXで申し込む

↓ メール nouyaku@nihon-cha.or.jp FAX03-3459-9518

抽選(希望者多数の場合)

↓ 該当者 メール JP_FT_ASM@eurofins.com FAX054-266-4411

所定の書類と共に試料茶を送付(100g×1・50g×2)

8. 募集期間

令和4年7月1日(金)～令和4年7月15日(金) 締切

9. 告知

当要領は、全生連、全茶連、日本茶輸出組合、静岡県・京都府・鹿児島県各会議所及びその構成団体に連絡をすると共に、**本会H.P**にて告知する。

10. その他

申込書は、日本茶輸出促進協議会H.P、または各団体H.Pからプリントアウトして用いる。

11. 問合せ 日本茶輸出促進協議会 TEL (03) 3434-2001